

「金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～」の公表について

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課 課長補佐

中 泉 (あたり いずみ)

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を使命とし、すべての市場関係者がルールを守り、誰からも信頼される市場を目指して、その職務の遂行に当たっている。その一環として、インサイダー取引や相場操縦、風説の流布・偽計といった不公正取引について事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査（取引調査）を実施しており、その結果、市場の公正性を害するような法令違反が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っている。

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）においても、証券監視委は、不公正取引の疑いがあるものに対して厳正な調査を実施し、法令違反が認められたものについて、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう14件の勧告を行った（※年度別には、次頁の「課徴金勧告件数と課徴金額の推移」を参照）。

今回紹介する「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」（以下「事例集」という。）は、不公正取引

の未然防止という観点から、金融商品取引法（以下「法」という。）違反となる不公正取引に関し、証券監視委が勧告を行った事案の概要を取りまとめ、事例として紹介するものであり、令和7年6月24日に公表したところである。

今般の事例集においては、引き続き不公正取引の未然防止に資するよう、

- (1)勧告事案を分析した上で、グラフや表を用いて本年度の事案のポイントを記載する
- (2)それぞれの事例について、見やすさ、分かりやすさの観点から、概要図や株価チャート等を用いてその特徴等をできるだけ記載する
- (3)「監視委コラム」では、令和6年度の勧告事案等も踏まえ、市場関係者の関心が高いと思われるテーマや、証券監視委から市場関係者に特に伝えたいテーマを選び、新たなコラムを掲載したほか、その他のコラムについても記載内容を最新の情報に更新するなど内容の充実を図るなどの工夫を行った。

課徴金勧告件数と課徴金額の推移

年度	勧告件数（件）・課徴金額（万円）							
	インサイダー取引		相場操縦		風説の流布・偽計			
件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	
H17	4	166	4	166	0	0	0	0
H18	11	4,915	11	4,915	0	0	0	0
H19	16	3,960	16	3,960	0	0	0	0
H20	18	6,661	17	5,916	1	745	0	0
H21	43	5,548	38	4,922	5	626	0	0
H22	26	6,394	20	4,268	6	2,126	0	0
H23	18	3,169	15	2,630	3	539	0	0
H24	32	13,572	19	3,515	13	10,057	0	0
H25	42	460,806	32	5,096	9	46,105	1	409,605
H26	42	56,334	31	3,882	11	52,452	0	0
H27	35	19,183	22	7,550	12	10,409	1	1,224
H28	51	37,140	43	8,979	8	28,161	0	0
H29	26	16,896	21	6,083	5	10,813	0	0
H30	33	41,210	23	3,665	7	37,340	3	205
R1	29	28,008	24	24,073	5	3,935	0	0
R2	14	43,044	8	4,161	6	38,883	0	0
R3	12	10,287	6	5,557	6	4,730	0	0
R4	14	6,891	8	809	6	6,082	0	0
R5	17	4,920	13	3,527	3	603	1	790
R6	14	8,171	12	5,786	1	2,176	1	209
合計	497	777,276	383	109,460	107	255,783	7	412,033

(注1)「年度」とは当年4月～翌年3月をいう。

(注2)「課徴金額」は1万円未満を切り捨てたものであるため、「合計」の課徴金額が一致しないことがある。

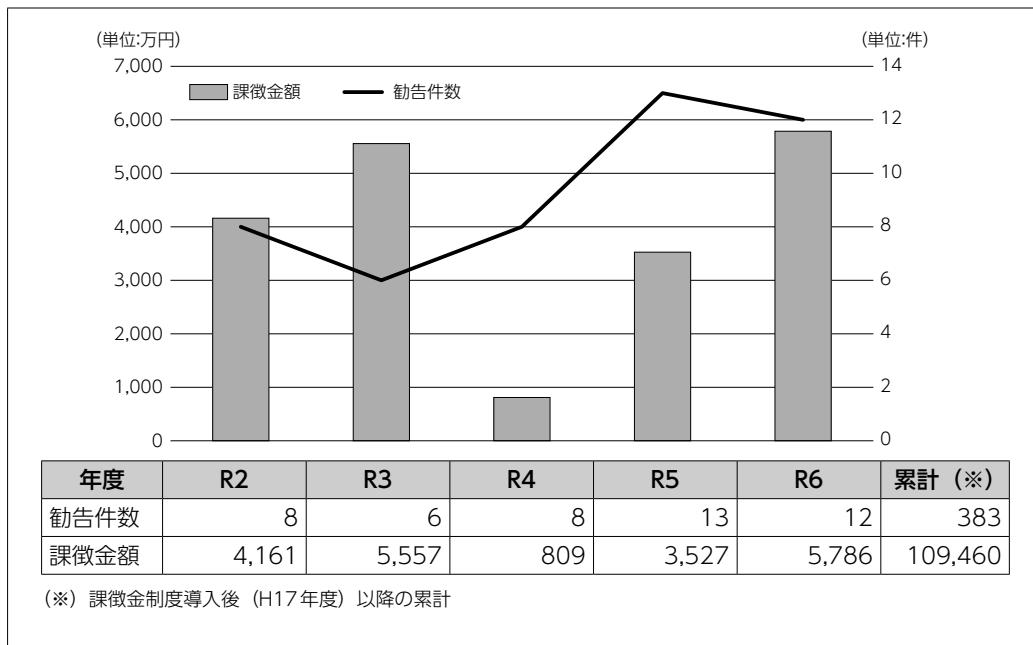
本稿では、令和6年度に勧告したインサイダー取引事案や相場操縦事案のほか、調査の過程で把握された上場会社におけるインサイダー取引防止に向けた内部管理態勢の問題点等について、個別事例やコラムを交えながら簡単に紹介することとする。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

1. インサイダー取引規制による課徴金勧告事案の特色 (図表1参照)

- 勧告件数：12件（7事案）
※海外居住者によるクロスボーダー取引を利用したインサイダー取引事案1件を含む
- 課徴金額の合計：5,786万円
- 1事案で5名もの違反行為者がおり、その中には、法令遵守に関して高い規範意識を持つべき弁護士が含まれ

図表1 勧告件数及び課徴金額の推移



ていた事案などを勧告

2. 上場会社におけるインサイダー取引防止に向けた内部管理態勢の状況について

事例集では、インサイダー取引の未然防止に役立つよう、証券監視委が近年の勧告事案に係る調査の過程で把握した、上場会社等におけるインサイダー取引防止に向けた内部管理態勢の状況等について、以下のポイントを中心にその概要を取りまとめた。

- ①インサイダー取引防止規程の不備等
- ②社内における情報管理の不備等
- ③自社株売買管理の不備等
- ④社外への職務上不要なインサイダー情報の伝達・取引推奨
- ⑤インサイダー取引防止のための研修等

の実施状況

上場会社においては、引き続き、認識不足・理解不足等によるインサイダー取引を防止するためにも、日常的に、自社のインサイダー取引防止に向けた内部管理態勢に不備等がないか確認、検証していくことが重要である。

一方で、上場会社において、社内規程を整備の上、役職員に周知したとしても、役職員一人一人の規範意識が低ければ、インサイダー取引を防止することは困難である。そのため、インサイダー取引防止に係る社内研修等においては、単に法令や禁止事項の説明にとどまらず、証券監視委の勧告事案や事例集における記載等も活用の上、全役職員に対し、
 • 少額の取引や、親族・知人や友人・同僚に依頼した借名取引であっても、インサイダー取引として取締りの対象と

なること

- ・インサイダー取引が行われると、違反行為者だけではなく、インサイダー情報の決定・発生経緯、社内における情報の伝達状況等を調査するために、上司、同僚、部下までもが証券監視委による調査の対象となり、また、取引先へインサイダー情報を伝達した場合には、取引先も調査の対象となること
- ・課徴金納付といった行政処分以外にも、上場会社において、社内規程等に基づく懲戒処分が下されることがあること
- ・インサイダー取引による利得額を上回る課徴金を課されている事案があること

など、インサイダー取引を行った場合に起こり得る結果等について、分かりやすく説明し、理解させることが有効であると考えられる。

なお、上場会社の役職員がインサイ

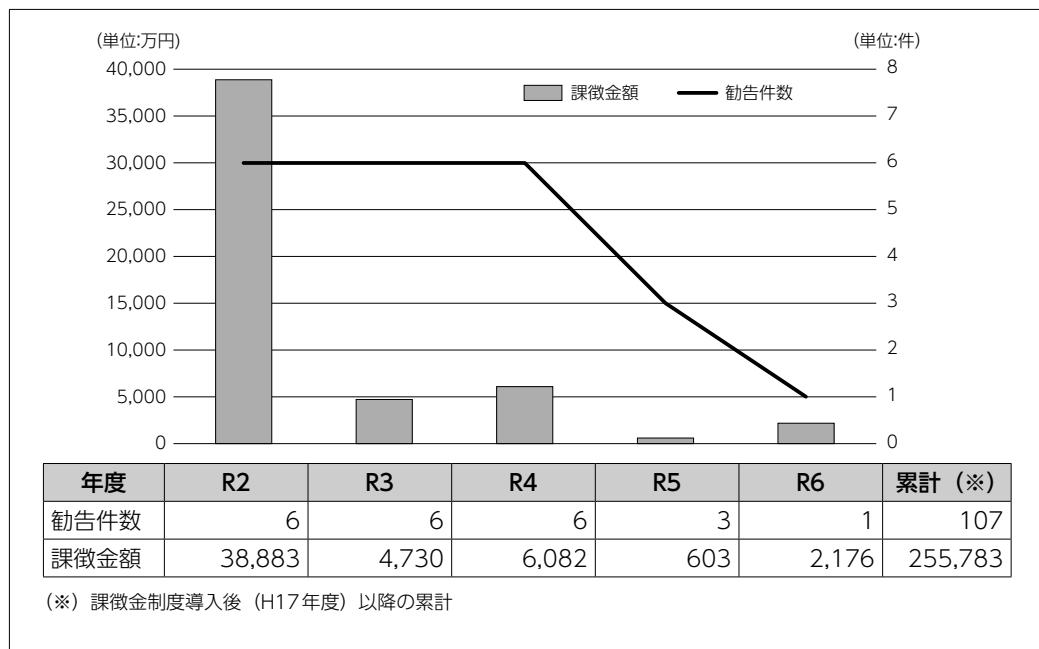
ダー取引を行い、又はこれらの取引に関与することとなった場合には、当該上場会社の内部管理態勢等について投資者や消費者から厳しい目が向けられ、結果として、市場からの信頼も失う事態となる可能性が高い。

上場会社においては、役職員にインサイダー取引をさせないよう、実効性のある社内規程の整備に加え、社内研修等を通じた役職員への周知を図りながら、引き続き、情報管理の徹底とインサイダー取引の未然防止に努めることが重要である。

3. 相場操縦規制による課徴金勧告事案の特色 (図表2参照)

- ・勧告件数：1件（1事案）
- ・課徴金額の合計：2,176万円

図表2 勧告件数及び課徴金額の推移



- ・証券会社による長期国債先物に係る相場操縦事業を勧告

4. 風説の流布・偽計等に関する規制について

有価証券の売買等のため、又は相場の変動を図る目的をもって風説を流布し、偽計を用い、又は暴行や脅迫をするような行為は、市場の信頼性・健全性を阻害し、かつ、一般投資家に不測の損害を与える可能性が生じるため、法で禁止されている。

令和6年度には、違反行為者が、A社株式の価格を上昇させ、同株式を売り抜けて利益を得る目的で、インターネット上の電子掲示板に、A社に関する合理的根拠のない情報を投稿し、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置くという方法で風説を流布し、A社株式の価格に影響を与えたことから、法第158条「風説の流布」を適用した初の課徴金勧告を行った。

風説の流布を適用するに当たっては、流布する情報が虚偽であるか結果的に真実であるかを問わず、「合理的根拠がないまま」に不特定多数の者へ伝達される可能性がある状態に置くことが違法とされている。

5. 個別事例の概要

本節では、重要事実として「第三者割当による新株式発行」を適用し、インサイダー取引及び取引推奨行為を認定した事例を紹介する。

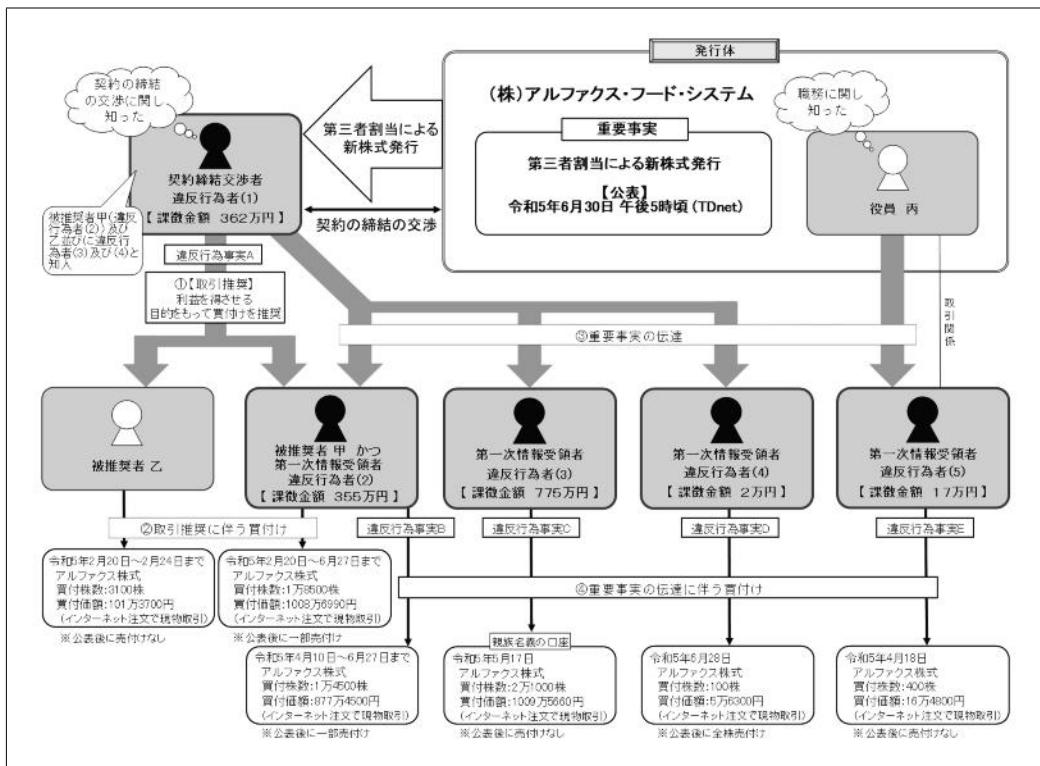
各事例の詳細については、証券監視委ウェブサイトに掲載している事例集をご覧いただきたい。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20250624.html>

【事例の概要（図表3参照）】

- 本件は、当時、
- ・株式会社アルファクス・フード・システム（以下「アルファクス」という。）との間で、その発行する株式に係る総数引受契約の締結の交渉をしていた違反行為者(1)が、同契約の締結の交渉に關し、アルファクスの業務執行を決定する機関がその発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、知人の被推奨者甲及び被推奨者乙に対し、同重要事実の公表がされる前にアルファクス株式の買付けをさせることにより同人らに利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めたものであり、これにより買付けを勧められた同人らが、同重要事実の公表前にアルファクス株式を買付け（図表3の「違反行為事実A」）、
 - ・違反行為者(2)（被推奨者甲と同一人物）、違反行為者(3)及び違反行為者(4)が、知人の契約締結交渉者（違反行為者(1)と同一人物。以下同じ。）から、本件重要事実の伝達を受けながら、同重要事実の公表前にアルファクス株式を買付け（図表3の「違反行為事実B」、「違反行為事実C」及び「違反行為事実D」）。違反行為者(3)は親族名義

図表3



- による買付け。)、
- 違反行為者(5)が、アルファ克斯の役員丙から、同人がその職務に関し知った、本件重要事実の伝達を受けながら、同重要事実の公表前にアルファクス株式を買い付けた (図表3の「違反行為事実E」)
- という、5名による5つの違反行為が行われた事例である。

【事例の特徴等】

本件は、1事案で5名もの違反行為者がおり、その中には法令遵守に関して高い規範意識を持つべき弁護士が含まれているなど、悪質な事例である。また、課徴金額が少額の者についても課徴金納付命令の対象となっている。

本事案を周知することにより、証券監視委が、不公正取引に対して厳正に対処していることを市場に訴えるとともに、上場会社等に対して、上場会社等の役員や従業員となっている弁護士を含め、いかなる立場の者に対しても、内部情報管理態勢及び法令等遵守態勢の整備を徹底するよう注意喚起を促す効果を期待する。

6. 監視委コラム

今般の事例集においては、「監視委コラム」として16のテーマについて掲載し、その内容をより一層充実させた。本稿ではその中から、

- 3 違反行為は見逃さない～少額取引・他人名義取引でも発覚～

- ・9 バスケット条項について～意外な落とし穴～
- ・10 取引推奨規制違反について～インサイダー情報自体を伝えなくても、当該情報に基づく取引推奨行為は違反です！～

の3つを紹介する。他のコラムについても、読者に関心があると思われる題材を取り上げたものであるので、証券監視委ウェブサイトに掲載している事例集を是非ご覧いただきたい。

【今般の事例集で「監視委コラム」として取り上げたテーマ】

- 1 インサイダー取引後に起こり得ること～それでもやりますか？インサイダー取引①～
- 2 インサイダー取引の調査対象者について～それでもやりますか？インサイダー取引②～
- 3 違反行為は見逃さない～少額取引・他人名義取引でも発覚～
- 4 情報管理の重要性①～情報管理に一層のご注意を！～
- 5 情報管理の重要性②～職場編～
- 6 情報管理の重要性③～プライベート編～
- 7 勧告件数が最も多いのは、公開買付け事案～公開買付けで気をつけるべ

きこと～

- 8 第一次情報受領者について～会社関係者以外の人からの情報でもインサイダー取引となる場合も～
- 9 バスケット条項について～意外な落とし穴～
- 10 取引推奨規制違反について～インサイダー情報自体を伝えなくても、当該情報に基づく取引推奨行為は違反です！～
- 11 海外子会社の従業員によるインサイダー事案の課徴金勧告～如何なる国から発注した取引であっても監視しています～
- 12 再度の違反行為は課徴金額が1.5倍～課徴金額が1.5倍となった相場操縦の勧告はこれまでに6件～
- 13 証券会社による見せ玉を用いた相場操縦事案の課徴金勧告～機関投資家等による市場デリバティブ取引も適切に監視しています～
- 14 風説の流布について～インターネット上の投稿や書き込みによる風説の流布も見逃しません！～
- 15 高速取引行為による不公正取引に対する課徴金勧告～新類型の取引に対しても厳正に対処します～
- 16 今後の課題～市場機能強化に向けた建議について～

3 違反行為は見逃さない

～少額取引・他人名義取引でも発覚～

証券監視委は、これまでに、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず多数の課徴金勧告を行っています。また、違反行為の発覚を妨げる「隠蔽目的」で、他人名義の証券口座（借名口座）を用いる、複数の自己の証券口座を用いるなどの悪質性の高い不公正取引事案についても多数の課徴金勧告を行っています。

しかしながら、依然として、自身の違反行為が発覚することはないと安易に考え、確信的又は出来心で違反行為に及ぶ者が後を絶たない状況が見受けられます。

証券監視委は、日本取引所自主規制法人等や証券会社等市場関係者と連携して常に市場を監視しており、違反行為が見逃されることはありません。

インサイダー取引で勧告対象となった違反行為者に見られた認識



相場操縦行為で勧告対象となった違反行為者に見られた認識



- 売買データや関係情報を詳細に分析することにより、問題のある取引を早期に把握することが可能です！
- 取引規模や課徴金額の大小にかかわらず幅広く取引を監視しており、少額の取引であっても調査の対象となります！
- 他人名義の証券口座や複数の自己の証券口座を用いるなど、違反行為の発覚を妨げる隠蔽工作を行っても、違反行為者の家族や友人、知人に対する幅広い調査等によって、真の取引者を容易に特定することが可能です！
- たとえ家族や友人・知人であっても、証券口座の貸与は厳禁です！



9 バスケット条項について

～意外な落とし穴～

金商法第166条には、重要事実として、大きく分けて、「決定事実」(法第166条第2項第1号(第5号))、「発生事実」(法第166条第2項第2号(第6号))、「決算情報」(法第166条第2項第3号(第7号))について個別具体的に事項が列挙されていますが、実は、重要事実はこれだけではありません。

いわゆる「バスケット条項」として、「上場会社等および上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」(法第166条第2項第4号(第8号))が定義されています。

つまり、このバスケット条項とは、法令などの条文としてすべての事項を網羅的に列挙することができないため、明確に表現しきれないようなインサイダー取引を包括的に拾い上げる機能を果たす条項ということになります。

例えば、上場会社等が製造・販売する製品の強度試験の検査数値の改ざんが確認されたことや、上場会社等における複数年度にわたる不適切な会計処理が判明したことなどがバスケット条項に該当するとされています。

金商法上、個別具体的な事項だけがインサイダー取引規制の対象となっているわけではないことを正しく理解していただくとともに、上場会社等においては、何が投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすかを考慮し、インサイダー情報の管理態勢及び法令等遵守態勢の整備を徹底していただければと思います。



10 取引推奨規制違反について

～インサイダー情報自体を伝えなくても、
当該情報に基づく取引推奨行為は違反です！～

会社関係者や公開買付者等関係者は、インサイダー情報を伝達しなくとも、利益を得させる目的又は損失回避させる目的をもって取引を推奨すれば、取引推奨規制違反となります。

推奨者は、被推奨者から謝礼等を受け取っていなくとも課徴金納付命令の対象となり、推奨者に課されることとなる課徴金額は、被推奨者が得た利益や損失回避額を上回る場合があります。

取引推奨行為の背景には、例えば、過去にお世話になった方へのお礼・恩返しや、我が子かわいさ等から、「インサイダー情報を伝えるのはまずいが、親しい人には儲けてもらって喜んでもらいたい」といった思いがあるかもしれません。しかし、お礼や恩返しのつもりで、良かれと思って推奨したとしても、取引を行ってしまった被推奨者は、証券監視委の調査の対象になり、自宅や職場等を調査され、また、時間等を奪われることになり、結果として、恩返しどころか、大きな負担をかけることになります。

インサイダー情報やその可能性がある情報に接した際には、まず立ち止まり、思慮深く行動することが重要です。



7. おわりに

証券監視委としては、不公正取引の未然防止という観点から、事例集を、

- ①重要事実等の発生源となる上場会社等における情報管理態勢、インサイダー取引の未然防止に係る内部管理態勢の一層の充実
- ②公開買付け等企業再編の当事者からフィナンシャル・アドバイザリー業務等を受託する証券会社・投資銀行等における重要事実等の情報管理の徹底
- ③証券市場のゲートキーパーとしての役割を担う証券会社における適正な売買審査の実施

などのために活用していただくことを期待している。

また、一般投資家におかれても、インサイダー取引や相場操縦、風説の流布・偽計といった不公正取引に係る法令上の規制について理解を深めるとともに、不公正取引の疑いがある場合には、証券監視委による調査等の対象となるほか、法令違反が認められた場合には、課徴金が課されるだけでなく、勤務先における懲戒処分等の社会的制裁を受けることとなる可能性もあることに十分にご留意いただきたい。

事例集が活用されることにより、すべての市場関係者による自己規律の強化、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護につながれば幸いである。